

鳥取県衛生管理構築支援補助金事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県衛生管理構築支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。） 第11条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定める。

(添付書類)

第2条 要綱第4条第2項の規定による鳥取県衛生管理構築支援補助金交付申請書に添付する書類は、要綱で規定する様式第1号及び様式第2号に加え、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象が①構造物の改良の場合は、構造物の設計図面、見積書等
- (2) 補助対象が②機械及び装置の購入の場合は、カタログ(仕様がわかるもの)、見積書、設置場所が分かる図面等
- (3) 補助対象が③器具及び備品の購入の場合は、カタログ(仕様がわかるもの)、見積書、設置場所が分かる図面等
- (4) 事業の概要を説明する資料として、現在の施設、製造工程に対し、補助金を活用することにより得られる効果等がわかるもの。
- (5) 令和3年5月31日以前に、補助対象とする業種の営業をしていたことを証明する書類（販売先への納品書、販売先が発行する取引の証明書等）

2 要綱第8条第2項の規定による鳥取県衛生管理構築支援補助金実績報告書に添付する書類は、要綱で規定する様式第1号及び様式第2号に加え、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象が①構造物の改良の場合は、工事請負契約書の写し、工事費領収書の写し又は請求書の写し（施工業者が発行したものに限り）、竣工図面
- (2) 補助対象が②機械及び装置の購入の場合は、支払いを証す書類
- (3) 補助対象が③器具及び備品の購入の場合は、支払いを証す書類
- (4) 食品衛生法施行規則第66条の2第3項第1号に規定される衛生管理計画及び同条同項第2号に規定される手順書（施設を管轄する保健所が適切と認めたものに限り）

(申請書類の受理)

第3条 要綱第4条第1項に規定する申請の受理は、補助対象施設の所在地を管轄する各総合事務所が行なうものとする。

ただし、鳥取市保健所管内についてはくらしの安心推進課が行うものとする。

(交付決定等)

第4条 各総合事務所及びくらしの安心推進課（以下「各事務所等」という。）は、要綱第4条第1項の規定に基づき提出された申請書を受理した場合、直ちに書類審査を行い、各事務所等が受理した日から30日が経過する日までの間に事業者に対し交付決定通知を送付することとする。

(実績報告等)

第5条 要綱第8条第1項の規定による実績報告があったときは、各事務所等は報告書類一式に不備がないことを確認するものとする。

2 以下の場合には、検査員が当該補助事業に係る施設、帳簿、その他の検査を行い、規則第16条第1項に基づき、速やかに別紙検査調書を作成するものとする。

- (1) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事
(工事内容については、昭和60年10月14日 建設省告示第1368号参照)
- (2) その他知事が別に定めるもの
(別表第3欄の①「構造物の改良に要する経費」に係る補助事業)

3 上記検査後は、規則第16条第2項に基づき、別紙により検査結果を補助事業者に通知する。

4 2の検査については、各事務所等が実施することとし、補助金交付決定の起案時に併せて検査員の指名を行うものとする。

(額の確定等)

第6条 各事務所等は、実績報告書を受理した場合、書類を審査し、対象事業が決定内容等に従って

遂行されていると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

(その他)

第7条 各事務所等は、前条の規定による実績報告を受けたときは、提出された実績報告及び添付書類に不備がないことを確認するとともに、提出された衛生管理計画書及び手順書の内容を確認し、衛生管理の実施状況を現地で確認すること。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年3月31日に施行し、令和5年4月1日から適用する。